

調書記載要領

1 事績調書（様式4の1関係）

- (1)「氏名」欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付すこと。特に、旧字、略字等は正しく記入すること。なお、雅号等がある者については、その雅号等を氏名の下に（ ）書きで記入すること。
- (2)「生年月日」欄の年齢は、（ ）内に表彰式が行われる予定日の令和7年11月19日現在における満年齢を記入すること。
- (3)「現住所」欄には、現住所、郵便番号、電話番号を略さずに記入すること。
- (4)「就業地」欄のうち「事業所名」欄には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名を、自営している場合にあっては屋号名を、また「所在地」欄には、事業所等の住所、郵便番号、電話番号を略さずに記入すること。
- (5)「職種」欄には、その者の有する技能にかかる職種が属するものを技能者表彰実施要領（厚生労働省職業能力開発局）別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」の職種（2）の中から該当する職種名を記入すること。

2 卓越技能の概要（様式4の2から4の4関係）

- (1)本調書は被表彰者の選考のための基本票となるので、記載に当たっては「何が卓越しているか」のみならず、卓越している技能の内容について具体的に説明いただくとともに、その技能が優れている理由や、その状況証拠を中心に具体的に、かつ、分かりやすく丁寧に記述すること。

なお、1ページで記入することが困難な場合は、2ページに渡っても差し支えないこと。

- (2)「技能の卓越性」及び「産業振興度社会的評価」欄については、それぞれ事項を見出し書きし、その事項について、下記(3)及び(4)により具体的に記載すること。

なお、一般的でない文字・用語等については、ふりがなを付すとともに、専門的用語を使用する場合には、用語の説明資料を別途作成し、添付すること。

- (3)「技能の卓越性」欄には、当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。
- (4)「産業振興度社会的評価」欄には、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。
- (5)「後継者育成」欄には、その者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。

3 履歴書（様式5関係）

(1)「表彰職種に係わる職歴及び団体歴」欄は、次により記入すること。

①「職種・職名等」欄には、就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等の異なるごとに記入すること。

なお、団体等における職歴、公職歴及び団体歴のうち、本表彰と直接関係がないものは、記入しないこと。

②「在職期間」欄には、その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、表彰予定日（令和7年11月19日）をもって終期とすること。

(2)「表彰」欄には、表彰別に表彰年月並びにその事由を記入し、技能に関連して表彰を受けたものは全て漏らさず記入のうえ、その事跡を明らかにする書類の写しを添付すること。

(3)「免許・資格等」欄には、免許、資格、特許及び実用新案等を有する者についてはその種類と年月を、また、技能検定に合格している者については、技能士の名称（○級○○技能士）を必ず記入すること。

なお、本表彰と直接関連がない一般の自動車免許等は記入しないこと。